

まちづくり局委託業務成績評価基準

(目的)

第1条 この基準は、まちづくり局委託業務検査要領第15条に定める委託業務成績の評価（以下「評価」という。）について定めたもので、当該委託業務（以下「委託」という。）の質の確保等を図るために的確な評価を実施することにより、受託業者の適正な選定及び指導育成等に資することを目的とする。

(評価の対象)

第2条 評価は、まちづくり局委託業務検査要領第3条（検査対象）の委託業務を対象とする。

(評価者)

第3条 委託成績の評価者（以下「評価者」という。）は一般監督員、主任監督員及び検査員とする。

(評価の方法)

第4条 評価は、委託ごとに行う。

2 評価は、別に定めるまちづくり局委託業務成績評価採点基準により、監督又は検査にて確認した事項に基づき、評価者ごとの考査項目についての的確かつ公平に行い、局委託業務成績採点表（以下「採点表」という。）に記入する。

(評価の様式)

第5条 評点は、採点表による。

(採点表の提出)

第6条 監督員の評価者は、委託完了後それぞれの考査項目について評価を行い、委託担当課長（委託を担当する各課長及び担当課長をいう）の決裁後、検査員に提出する。

2 検査員は、検査後に検査員考査項目について評価を行い、評定点の合計点を算出し検査担当課長に報告後、委託担当課長に委託業務成績評価書及び委託業務成績採点表を送付するものとする。

(評定点の通知)

第7条 当該委託の評価結果による評定点を受けた委託担当課長は、受託者から開示請求があった場合は、委託業務成績評価通知書（以下「通知書」という。）により評定点を通知することができる。

(説明請求)

第8条 通知書を受けた受託者は、受理した日から14日以内に書面により、当該委託担当課長に評定点について説明を求めることができるものとする。

(説明請求の提出)

第9条 説明を求める書面の提出先は、当該委託担当課長とする。

(説明請求に対する回答)

第10条 当該委託担当課長は、通知書を受けた受託者から評定点についての説明を求められた場合、速やかに書面により回答するものとする。

附 則

この基準は、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成22年5月1日から適用する。

様 式 目 次

[まちづくり局委託業務成績評定基準]

様 式 番 号	名 称	関 係 条 文
1	委託業務成績採点表	第 6 条
2	委託業務成績評定通知書	第 7 条

委託成績評定通知書

平成 年 月 日

様

川崎市まちづくり局
〇〇〇部△△△課長又は担当課長

貴社が受託した業務について、まちづくり局委託業務成績評定基準に基づき、評定した結果を通知します。

この評定結果に疑問があるときは、川崎市に対してその疑問の旨を付して、この通知を受理した日から14日以内に書面により、説明を求めることができます。

疑問の旨に対する説明は、書面により回答します。

委託件名		評定点	点
履行場所			
契約金額	¥		
契約年月日	平成 年 月 日		
履行期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで		
完了年月日	平成 年 月 日	検査年月日	平成 年 月 日

総合評価の基準

ランク	評定点の標準値	総合評価の基準
A	80点以上	他の模範となる優秀な業務
B	75点～80点未満	標準的な業務のなかでも優秀な業務
C	65点～75点未満	標準的な業務
D	55点～65点未満	今後改善すべき事項がある業務
E	50点～55点未満	改善すべき事項が多い業務
F	50点未満	改善すべき事項が著しく多い業務

※ 基準点65点から、加点、減点し総合評定点を算出。